

2009 年 04 月 03 日(金)
企業会計基準委員会 御中

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメント

年金数理人 大山義広

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 21 年 1 月 22 日に公表された標記の論点の整理に対しまして、下記のとおりコメントを 2 点提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さい。

〔論点 1-1〕 予測単位積増方式による測定方法等の見直しについて

退職給付債務及び費用の測定方法は、退職給付会計の根幹となる論点です。

この議論を我が国において貴会を中心として行うことにより、IAS 19 改訂の第二フェーズでの議論に我が国から貢献できると考えられます。

また、この部分の議論が決着しない限り、全体として調和の取れた退職給付会計の構築は不可能であると考えられます。

従って、この議論を積極的に行うことが順当と考えます。

【その他】 厚生年金基金の代行部分の取扱いについて

今回の論点整理の第 9 項において、貴会が今までに公表した会計基準等において、退職給付会計の大幅な変更を行えなかったことなどから、検討を見送った項目のうち主なものについても論点として示している旨記載されています。

平成 18 年 10 月 27 日に貴会から公表された「実務対応報告第 22 号 厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」では、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すことにとどまり、以下の論点は深く議論されなかったと認識しております。

この論点を今回は是非議論していただきたいと考えます。

実務対応報告第 22 号にて規定された会計処理は、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）の第 8 条により新設された「厚生年金保険法附則第 30 条」に定める「交付金」を対象としています。

一方、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 84 条に定める「政府負担金」の会計処理については、実務対応報告第 22 号では規定されず、従って、従前どおりの処理となっています。

政府負担金は殆ど全ての厚生年金基金で発生していますが、現行の基準では、厚生年金基金が政府負担金を受け取った時点で、母体企業では会計処理を行っていません。

これは、退職給付債務の計算時において、退職給付債務の計算において政府負担部分を控除していることの帰結です。

法律上も実態上も同等と考えられる「交付金」と「政府負担金」とで、「退職給付債務での取扱い」及び「発生時の会計処理」が異なることは適切ではないと考えられます。

「政府負担金」の会計処理を今回の「交付金」の会計処理と同様とする場合、退職給付債務に政府負担金を含めることが適切となり、現行の退職給付債務の計算方法が変更となります。

このように、同等の取扱いとするためには、代行部分の退職給付債務に関する抜本的再検討が不可避と考えます。

以 上